

＼世帯100万円／ ＼単身60万円／

移住就業支援金

を申請される方は

すぐにしごと定住促進課にご相談ください！

しごと定住促進課：移住定住相談窓口 ☎ 0858-27-0501

※予算管理の都合上、住民登録時点で申請見込みの方
を確認させていただいております。

移住就業支援金の申請を予定されている方は、
転入後速やかにご連絡ください。



移住就業支援金の対象

次の①と、②の内1～4のいずれかに該当する方が対象となります。

①移住直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住していた方
または、東京圏（条件不利地域を除く）から東京23区に通勤していた方。

※1

※2

※3

※1 東京圏

東京都、埼玉、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域

HPでご案内しております

※3 通勤

雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る

②-1【就職】

とっとりビジネス人材・求人紹介サイトに移住就業支援金の対象として掲載する求人に新規就業し、3カ月以上在籍した方。

-2【専門人材】

プロフェッショナル人材事業又は先導的マッチング事業を利用して就業した方。

-3【テレワーク】

自己の意思により倉吉市に移住し、引き続き業務テレワークで実施している方。

-4【起業】

「鳥取県地域課題解決型起業支援補助金」の交付決定を受けて1年以内の方。

※募集期間が短いのでご注意ください。

▶支援金の詳細はHPでご案内しております。

移住就業支援金に関するお問い合わせ

▶倉吉市しごと定住促進課

鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

倉吉市役所第2庁舎3階

☎0858-27-0501

✉iju@city.kurayoshi.lg.jp



鳥取県地域課題解決型起業支援補助金に関するお問い合わせ

▶鳥取県商工労働部産業未来創造課

産業支援担当 宇宙・起業支援チーム

鳥取県鳥取市東町1丁目220

☎0857-26-7246

✉sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

